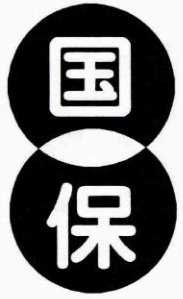


9月1日
から

外来の薬剤にかかる 一部負担が始まります



いままで、薬剤の患者負担は窓口負担の中に含まれていましたが、これに加えて外来（在宅医療を含む）で何種類の薬を何日分投与されたかによって、一定の額を負担するしくみになります。

☆対象とならない薬

- 入院した時の薬剤
- 注射、検査、処置、手術等の際に使用される薬剤

☆対象とならない方

- 6才未満の乳幼児
- 住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方

みんなで薬代に対する意識を高め、「くすりのムダづかい」をなくしていきましょう。

外来の薬剤にかかる一部負担(投薬ごと)			
内服薬	1種類		0円
	2~3種類	1日分につき	30円
	4~5種類	1日分につき	60円
	6種類以上	1日分につき	100円
・外用薬と頓服薬については、上記の金額とは別に計算します。			
外用薬(湿布、目薬など)	1種類		50円
	2種類		100円
	3種類以上		150円
頓服薬(解熱薬、鎮痛薬など)	1種類ごとに		10円

一部負担金の計算のしかた

例 通院したときに診療を受け、4種類の薬(うち1種類は外用薬)を3日分もらった場合
——医療費14,700円の場合——

- 医療費の3割 $14,700円 \times 0.3 = 4,410円$
- 薬剤にかかる一部負担
 $3種類(30円) \times 3日分 + 外用薬1種類(50円) = 140円$

計 4,550円

国保税
第2期の納期限は
9月1日(月)です

第2回 国民年金 作品コンクール募集

(対象者) 県内の小学4年生から6年生
(出品数) 1人1点

◆書道の部

(作品の規程)

- ・書道半紙を使用
- ・作品に小学校、学年、氏名を記入のこと(課題)
- ・4年生「国民年金」・5年生「年金制度」
- ・6年生「社会保険」

◆絵画の部

(作品の規程) ・四切(38cm×54cm)の画用紙

※向きはたてよこ自由

(課題) ※各学年共通

- ・ほのぼのとした家庭
- ・身近な人の笑顔
- ・祖父母との団らん等

※国民年金、豊かな老後、20才になったら国民年金などの文字を入れてください。

(〆切) 9月10日(水) (提出先) 各小学校

(問い合わせ先) 役場民生課 (☎43-0211)

老齢基礎年金を受け取るための期間が不足する方は任意加入することができます。

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの間に、25年以上年金制度に加入した場合に、加入期間に応じた年金額が支給されることになっていきます。

しかし、保険料の未納などにより加入期間が不足しているために、老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない方や、

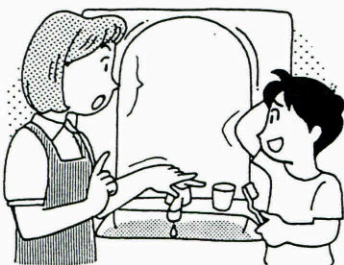


満額の年金を受給できない方について、60歳を超えた場合でも65歳まで任意加入することにより、加入期間を増やすことができることになっていきます。

この任意加入制度によっても、なお加入期間が不足しているため、老齢基礎年金が受けられず、かつ昭和30年4月1日以前の生まれの方については、70歳まで任意加入できません。

加入については、町民生課福祉係年金担当にお申し出ください。

- ◆今月の国民年金相談日
 - ・8月12日(火)、29日(金)
 - ・午後7時まで
- ・役場民生課福祉係にて
- ※各種手続き、保険料の納付などを受け付けています。
- ※免除の申請はお早目に!!



「水」その限りある 貴重な資源

8月1日 水の日
8月1~7日 水の週間